

第十章 報告

第一節 審査報告書

二八四 案件の審査を終わったときは、審査結了の当日委員長から

審査報告書を議長に提出する

委員会において案件の審査を終わったときは、審査結了の当日委員長から審査報告書を議長に提出する。

審査報告書の作成は、委員会の議決により委員長に一任するのを例とする。

審査報告書には、審査の結果を記載し、委員会の決定の理由、費用その他について簡明に記載した要領書を添える。

なお、国会法第五十七条の三の規定により内閣が述べた意見の要旨及び附帯決議は、これを要領書に記載する。

参照 二八五号、二八八号

(規第七二条)

二八五 請願及び懲罰事犯の件の審査報告書には、要領書を添えな

い

請願及び懲罰事犯の件の審査報告書には、要領書を添えない。

(注) 決算、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書、及び日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については昭和三十九年度までの審査報告書、また、国庫債務負担行為総調書については昭和四十一年度までの審査報告書には、要領書を添えなかった。

参照 二八四号

二八六 閉会中に継続審査案件の審査を終わらなかつたときは、次の国会の召集日の前日委員長から審査報告書を議長に提出する

閉会中に継続審査案件の審査を終わらなかつたときは、委員長は審査報告書を作成し、次の国会の召集日の前日（前日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日である場合はその前日）、これを議長に提出する。

審査報告書には、審査を終わらなかつた旨を記載し、審査の経過（会期中の審査の経過を含む。）の概要を添える。

参照 四二号、二九〇号

二八七 法律案の審査報告書を撤回した例

第四十八回国会農林水産委員会（昭和四十年四月八日）において、委員山崎齊君は、同月二日の同委員会において修正議決した食料品総合小売市場管理法案の審査報告書を撤回することの動議を提

出したところ、委員会はこれを可決した。よつて委員長仲原善一君は、即日審査報告書撤回要求書を議長に提出し、議長はこれを許可した。

参照 六四号

第二節 調査報告書

規第七二条

二八八 調査を終わったときは、調査終了の当日委員長から調査報告書を議長に提出する

調査を終わったときは、調査終了の当日委員長から調査報告書を議長に提出する。

調査報告書は、委員会において作成した例が多いが、委員会の議決によりその作成を委員長又は委員長及び理事に一任した例も少なくない。

調査報告書には、調査の経過及び結果を記載し、要領書を添えない。

○調査報告に関する議院運営委員会決定

第一回国會議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）

一 調査承認事件に関する調査が終了したときは、調査報告書を提出するとともに、口頭報告を行うものとする。

二 調査報告書には、要領書を添える必要はない。

(注) 調査事件について調査を終わつた場合には、第七回国会までは議院の会議において口頭報告を行った例が多いが、第八回国会以後はその例はない。

参照 二八四号、二九二号、三三九号、諸表二一

二八九 会期中に調査を終わらなかつたときは、会期の終了日に委

員長から調査報告書を議長に提出する

会期中に調査を終わらなかつたときは、委員長は調査報告書を作成し、会期の終了日にこれを議長に提出するのを例とする。ただし、閉会中継続して調査する場合は、会期中の調査未了の報告書は提出しない。

調査報告書には、調査を終わらなかつた旨を記載し、調査の経過の概要を添える。

○調査報告に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）

会期終了のとき調査を終了しない場合にも、調査報告書を提出するものとする。

参照 二九〇号

二九〇 閉会中に継続調査事件について調査を終わらなかったとき

は、次の国会の召集日の前日委員長から調査報告書を議長に提出する

規第七二条
の三
休日第一
「規第八〇
の四」
条

閉会中に継続調査事件について調査を終わらなかったときは、委員長は調査報告書を作成し、次の国会の召集日の前日（前日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日である場合はその前日）、これを議長に提出する。

調査報告書には、調査を終わらなかった旨を記載し、調査の経過（会期中の調査の経過を含む。）の概要を添える。

参照 四二号、二八五号

二九一 委員会において調査中の事件について、中間報告として調査報告書を議長に提出した例

(一) 委員会において調査中の事件の一部について、結論を得た場合に、中間報告としてその部分の調査報告書を議長に提出した例

第五回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十四年四月八日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「舞鶴における引揚者暴行事件」について報告書を提出した。

第五回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十四年五月二十日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「通称吉村隊事件」について報告書を提出した。

第六回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十四年十一月二十九日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「中共地区における在留同胞の実情」について報告書を提出した。

第七回国会厚生委員会において、昭和二十五年三月二十二日社会事業団体及び施設の振興に関する調査のうち「共同募金の改善に関する方策」について報告書を提出した。

第七回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十五年三月二十七日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「所謂徳田要請事件」について報告書を提出した。

第十三回国会法務委員会において、昭和二十七年四月十四日検察及び裁判の運営等に関する調査のうち「東大事件」について報告書を提出した。

- (二) 委員会において調査中の事件について、中間報告として経過の概要の調査報告書を議長に提出した例

第九十六回国会エネルギー対策特別委員会において、昭和五十七年五月十二日エネルギー対策樹立に関する調査について報告書を提出した。

以後同例がある。

- (三) 行政監視委員会において行政監視の実施の状況等についての議院への報告に当た

り、中間報告として調査報告書を議長に提出した例

第二百一回国会行政監視委員会において、令和二年六月一日行政監視の実施の状況等に関する報告書を提出した。

以後同例がある。

参照 二九四号、諸表二二

第三節 委員長報告

二九二 委員長は、審査を終わった案件が議院の会議の議題となつたときは、案件の内容について説明した後、委員会における審査の経過及び結果を報告する。

委員長は、審査を終わった案件が議院の会議の議題となつたときは、案件の内容について説明した後、委員会における審査の経過及び結果を報告する。

国会法第五十七条の三の規定により内閣が意見を述べた場合及び附帯決議を行った場合には、併せてその旨を報告するのを例とする。

請願については、議院の議決により委員長報告を省略するのを例とする。

委員長に事故があるときは、委員長の委託を受けた理事が報告するのを例とする。

なお、調査事件について調査を終わった場合には、第七回国会までは委員長報告を行った例が多いが、第八回国会以後はその例はない。

参照 二五号、二八四号、二八八号

二九三 審査中の案件について議院の会議において中間報告を求め

られたときは、委員長は、案件の内容について説明した後、
委員会における審査の経過について報告する

審査中の案件について議院の会議において中間報告を求められたときは、委員長は、案件の内容について説明した後、委員会における審査の経過について報告する。

なお、中間報告が行われた案件について委員会の審査に期限を付された場合、その期間内に審査を終わらなかつたときは、議院の会議においてこれを審議する定めであるが、この場合に、委員長は中間報告後における委員会の審査経過について報告する。

参照 六〇号

二九四 委員会において調査中の事件について、議院の会議におい

て口頭で中間報告を行った例

(一) 常任委員会の調査事件について報告した例

常任委員会の調査事件について調査未了の報告書を議長に提出するとともに、そのうちの結論を得た部分について、委員会の決定に基づき委員長から議長に申し出て、議院の会議において口頭で中間報告を行った次のような例がある。

第二回国会司法委員会において、昭和二十三年六月二十九日裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査について報告書を提出するとともに、各派交渉会の決定により、同調査のうち「尾津事件」について委員長伊藤修君は、翌三十日の議院の会議において、また、同調査のうち「松島事件」について理事岡部常君は、七月四日の議院の会議において、それぞれ口頭報告を行った。

第十回国会決算委員会において、昭和二十六年六月一日特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査について報告書を提出するとともに、議院運営委員会の決定により、同調査のうち「昭和二十三年度決算に対する会計検査院検査報告批難事項第三百九十七号（二重煙突事件）」について委員長前之園喜一郎君は、翌二日の議院の会議において口頭報告を行った。

なお、調査中の事件の一部について、調査報告書を提出することなく、その経過を議院の会議において口頭で中間報告を行った次のような例がある。

第十回国会決算委員会（昭和二十六年三月二十二日）において、特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査のうち「昭和二十三年度決算に対する会計検査院検査報告批難事項第三百九十七号（二重煙突事件）」について議院の会議において中間報告を行うことを議長に申し出ることを決定し、議院運営委員会の決定により、委員長前之園喜一郎君は、同月二十六日の議院の会議において口頭報告を行った。

また、行政監視委員会において行政監視の実施の状況等について、中間報告として調査報告書を議長に提出するとともに、委員会の決定に基づき委員長から議長に申し出て、議院の会議において口頭で中間報告を行った次のような例がある。

第二百一回国会行政監視委員会（令和二年六月一日）において、行政監視の実施の状況等に関する報告書を提出するとともに、議院の会議において中間報告を行うことを議長に申し出ることを決定し、議院運営委員会の決定により、委員長川田龍平君は、同月三日の議院の会議において口頭報告を行った。

以後同例がある。

(注) 1 第二十一回国会までは委員会から中間報告を行うことを求める規定はなかったが、第二十二回国会における参議院規則の一部改正(昭和三十年三月十八日議決)により、常任委員会が調査事件について中間報告を行うことを求める場合につき明文の規定が設けられた。

2 行政監視委員会は、第九十六回国会における参議院規則の一部改正(平成三十年七月二十日議決)により、少なくとも毎年一回、行政監視の実施の状況等を議院に報告するものとされた。

(二) 特別委員会の調査事件について報告した例

特別委員会の調査事件について、中間報告として調査報告書を議長に提出するとともに、委員会の決定に基づき委員長から議長に申し出て、議院運営委員会の決定により、議院の会議において口頭で中間報告を行った次のような例がある。

第五回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昭和二十四年四月八日在外同胞引揚問題に関する調査のうち「舞鶴における引揚者暴行事件」について結論を得たので報告書を提出するとともに、委員長紅露みつ君は、同月十一日の議院の会議において口頭報告を行った。以後同例がある。

第一百回国会国民生活・経済に関する調査特別委員会において、昭和五十九年八月一日国民生活・経済に関する調査について経過の概要の報告書を提出するとともに、委員長寺田熊雄君は同月八

日の議院の会議において口頭報告を行った。
以後同例がある。

参照 二九一号

第四節 少数意見報告

二九五 少数意見を議院に報告しようとするときは、少数意見者は、所定の賛成者と連名で少数意見報告書を委員長を経て議長に提出する

委員会において廃棄された少数意見で、出席委員の十分の一以上の賛成があるものは、少数意見者がこれを議院に報告することができる。

少数意見を議院に報告しようとするときは、少数意見者は、その賛成者と連名で簡明な少数意見の報告書を委員長を経て速やかに議長に提出することを要する。

第二十二回国会以後、少数意見者が少数意見の報告書を提出した例は次のとおりである。

第六十八回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会（昭和四十六年十二月二十九日）において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件が議決（四件可決、一件承認）された後、委員大橋和孝君は、特に発言を求め「私どもは、先ほどの討論で申し上げましたとおり、この五案件については絶対に反対でございます。反対の理由については、討論の中で詳細に申し上げたとおりの趣旨によるものでありますが、この趣旨に基づいてあくまで否決されるべきであるという意見であります。国会法第五十四条の規定に基づき、この五案件に対する反対意見について、本会議において少数意見の報告をいたさんとするものでありますので、ここに日本社会党を代表して意見を表明しておきます。」と述べ、同日審査報告書が提出された際に、同君の少数意見に賛成の委員と連名で、案件及び少数意見の概要を記載した少数意見報告書を、委員長を経て議長に提出した。

なお、同君は同日の議院の会議において、右五件の委員長報告に次いで少数意見の報告を行った。（注）第二十一回国会における国会法の一部改正（昭和三十年法律第三号）及び第二十二回国会における参議院規則の一部改正（昭和三十年三月十八日議決）により、少数意見の報告は出席委員の十分の一以上の賛成があるものに限るこれを行うことができ、また、この場合少数意見者は、その賛成者と連名で簡明な少数意見の報告書を委員長を経て、速やかに議長に提出することを要するものと改められた。

